法曹人口と法曹養成制度の問題についての要望書

日本弁護士連合会 会長 宮﨑 誠 殿

日本弁護士連合会市民会議

井手 雅春(副議長)

片山 善博

清原 慶子

高木 剛

ダニエル・フット

中川 英彦(議長)

松永 真理

宮本 一子

吉永みち子

要望の趣旨

市民に身近で、使いやすい司法を実現するための基盤となる法曹人口と、その 養成制度の問題について、日本弁護士連合会に対して、以下の事項を要望しま す。

法学以外の専門分野を学んだ人や、さまざまな社会経験をもつ多様な人材を法曹に迎え入れるため、法科大学院を中心とした現行の法曹養成システムを改善する必要がある。日本弁護士連合会、裁判所、法務省・検察庁の法曹三者と、文部科学省、法科大学院協会、経済団体、学識経験者、市民の代表者らを加えた総合的な協議機関を設立し、現行制度の問題点の洗い出しと、実効性のある一元的な改善策の検討に早急に着手するべきである。

前項で述べた協議機関において、新しい時代に必要とされる、「あるべき法曹像」について改めて議論し、司法試験については、法律知識に偏することなく、あるべき法曹像に必要な資質と能力を問う形式と内容に改めるべきである。

要望の理由

1 新しい法曹養成制度の現状と問題点

市民にとって、身近で利用しやすく、頼りがいのある司法を実現するため、司法制度改革が推進されてきた。その前提条件が、司法の担い手である法曹人口の増員と法曹養成制度改革による質量ともに豊かな法曹の確保であることは言うまでもない。法曹人口については、2010年頃には新司法試験合格者を年間3000人程度まで拡大させることを目指すこととされ、その具体的方法として、法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクールである法科大学院が設置され、法科大学院における法教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度がスタートしたことは周知のとおりである。そして、このような改革によって、広い視野と豊かな人間性を備えた法曹が、全国津々浦々において、裁判関連実務だけでなく、行政や企業をはじめ、社会のあらゆる領域で活躍し、「国民の社会生活上の医師」として国民生活を支えることが期待された。

しかしながら、このような期待にもかかわらず、司法制度改革実施後5年近くが経過した現在、当初の目論見を覆しかねない大きな問題が生じているように見受けられる。その第一は、新司法試験合格者数の伸び悩みであり、第二は、法科大学院における法曹養成教育の効果と成果についての疑問である。

第一の問題については、行政当局は、当初の予定通り、2010年頃までに新司法試験合格者を3,000人程度とする方針に変わりは無いとしているにもかかわらず、現実には、質の低下を防止するなどの理由から、合格者数は2,000人前後に絞られ、かつ、研修を担当する司法研修所のいわゆる二回試験においても相当数の研修生が不合格となって、法曹資格を得られない現状がある。一方、日本弁護士連合会も、平成18年7月18日付「法曹人口問題に関する緊急提言」などで、新しい法曹の質の低下、および、新たに法曹資格を得た者の就職受入が困難となっていることなどを理由に、合格者数の拡大を減速させることを提言している。

このような現状を国民の側から見ると、司法制度改革の熱意とスピードが明らかに衰耗しつつあることが感じられる。そして、その背景には、司法制度改革の理念として想定された法曹像と、現在の法曹関係者が抱いている法曹像に大きな差異があることや、法曹関係者の立場や利益が調整されないまま、制度の運用が進められていることが伺える。このままで推移すれば、司法制度改革を未完のまま終わらせることになるのではないかとさえ危惧されるのである。

第二の問題については、予想を超えた数の法科大学院の設置を認めた結果、 学校間に格差が生じ、当初の目論見であった「理論と実務の融合」、「即戦力と なる人材の養成」、「多様で人間性豊かな人材の輩出」、「プロセスとしての教育」 など、新しい法曹養成制度の前提となる教育目的の達成が、相当な困難に直面していることなどが指摘されている。文部科学省は、現在の制度に基本的に問題がないとして、第三者評価制度の強化や、大学の統廃合による定員削減などによって問題の解決を図ろうとしている。また、日本弁護士連合会も 2009 年 1月 16 日付「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」において、地域的な適正配置に配慮しつつ、法科大学院の一学年総定員を当面 4,000 名程度まで大幅削減することや、教育内容の見直しなどを提言している。

しかしながら、このような定員削減のみに重点を置いた施策は、学生や教員 の不安を助長するだけでなく、かえって法科大学院の東京集中化を促進するだ けではないかなど、極めて疑問が多いところである。

さらに、法学未修者の新司法試験合格率の著しい低下は、多様な人材の育成という、法科大学院の目玉ともされた目標に赤信号を点す危機的な事態であり、カリキュラムの編成や教育方法に根本的な問題のあることが伺える。

法科大学院側は、2008 年 8 月 7 日付の青山善充・法科大学院協会理事長の論文「法曹養成制度をめぐる最近の議論について」において、 法曹の卵としてふさわしい学生のみを選別して入学させているか 十分に教育力のある教授陣が学生に充実した教育を実施し、厳格な成績評価をしているか 教育の理念と目的に沿った修了認定をし、法務博士の学位にふさわしい優れた修了生を社会に送り出しているか、などの問題意識を明らかにし、改善への努力を表明している。しかし、法科大学院の定員削減や、教育内容の改善だけでこのような問題が解決できるとは到底思われない。

2 問題解決のための強力な協議機関設置を

以上のような認識を踏まえれば、司法制度改革によって誕生した新しい法曹 養成制度の問題点を洗い出し、実効性のある改善策を検討することが緊急の課 題であることは論を待たない。

しかしながら、法曹三者や教育関係者がそれぞれの立場で提言しても十分な成果を得られないばかりか、意見の相違による改革の立ち後れを招き、現に法科大学院で学んでいる学生たちや、今後、法曹を目指そうとする有為の人材にいたずらに不安を抱かせ、混乱をもたらす恐れがある。

法曹人口問題に含まれる課題や問題点は、極めて多岐にわたり、かつ、解決の糸口を見出すのが困難なものや、関係者間で意見が相違するものが多い。たとえば、法曹人口そのものに関しても、大幅な拡大を主張するものと、職域が限られていることや、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)が主体となる特殊性を考慮して現実的な増加を図ることを主張するものとがある。また、法科大学院の教育に関しても、法律家として最低限の知識と実務経験があればよいとするものと、いわゆるフル規格を備えた法曹でなければならないとする

考え方が対立している。

利用者である市民の側から見ると、このような基本的な問題が、制度改革の実施後に浮上するのは、法曹関係者間で十分な協議がなされなかったことによるものと映る。今次の司法制度改革による法曹人口の増加や、それを支える法曹養成制度の改革は、関係者の緊密な連携と協力がなければ到底成功しない極めて多元的な問題を含むものである。しかしながら、残念なことに、問題解決のため、関係者が一致して協力し合っている姿は見えてこない。

我々は、全ての関係者が、一丸となって現状を直視し、問題点を洗い出し、 緊密な連携と協力のもとに、統一性のある具体的で一元的な施策を示し、国民 に対しては将来の展望を、法科大学院で学ぶ学生に対しては希望を与えること が、今何より必要であると考える。我々は、法曹、教育関係者が、みずからの 立場と利益を離れ、司法制度改革の原点に立ち返って十分な議論ができる強力 な協議機関の設立を強く求めたい。

3 あるべき法曹像の再定義の必要性

このような法曹養成制度の問題点が生じた原因として、あるべき法曹像とその教育制度、資格を付与する司法試験が整合していないことが指摘できる。

市民の目に映る従来の法曹像は、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれ異なる文化を形成し、市民には理解しにくい用語と知識・理論を駆使して、固定的な裁判関連実務に特化して活動しているというイメージであった。しかし、司法制度改革は、法曹を、国民の社会生活上の医師として位置付け、国民生活の多様なニーズに応えられるものでなければならないとしたのである。

このことは、いわば法曹の質的転換を迫ったものと理解することができ、新 しい司法制度の下において、新しい法曹像を確立することが求められていると いうことができる。

新しい法曹に必要なものは、従来重要視された知識や理論知ではなく、生活の現場において生じる様々な問題を解決する実践知(知恵)であり、人々の苦悩を理解できる豊かな人間性であろう。そのために、芸術や文学、経済学、社会学、社会福祉など、法学以外のさまざまな専門分野を学んだり、社会人として現実のビジネスや行政の現場で働いた、多様な経験をもつ人材を法曹とすることによって、社会を進歩させるための新しい視点やアプローチを生み出すことが期待されたはずである。

にもかかわらず、現実の司法試験は、旧司法試験に比べれば相当に改善されたものの、必要以上に詳細な法律知識を要求しているとの批判が強い短答式試験をはじめとして、従前の知識偏重型の試験から十分に脱却できているとはいえない。本来法律家に必要な調査能力、口頭で議論する能力、事実を整理する能力などは重視されない傾向にある。そのためか、法科大学院教育においても、

こうした能力を身に付けるために学生が弁護士事務所や企業法務部、地方公共 団体などで法律実務の研修を積むエクスターンシップや、弁護士とともに実際 の相談者に応対するリーガルクリニック、交渉と面接の技法を学ぶローヤリン グなどの授業は法科大学院によってその水準や内容にかなりの差があり、「司法 試験には役に立たない」として、履修を避ける学生も少なくないのが実情であ る。

このような法曹に対する理念と実際の教育、試験のミスマッチを解消するために、前述した協議機関において、あるべき法曹像を再定義し、その内容に沿った法科大学院教育の改善と、司法試験の見直しをする必要があると考える。新しい皮袋には、新しい酒を盛る必要がある。

おわりに

新しい法曹養成制度が創設されて5年を迎えようとしているいま、司法試験合格者の知識不足や考え方の偏りなど、いわゆる「質の低下」を理由に、合格者数を絞り込もうとする動きが顕著である。しかしながら、「質」の問題があるとすれば、それは、法律知識に偏した法曹像を前提にした養成制度や司法試験に大きな問題があるはずで、短絡的に法科大学院の定員削減に走ったり、司法試験合格者の絞り込みに走ったりするべきではない。そのような対応は改革を後退させ、多様性のある法曹の養成を阻むことになりかねず、本当の意味での法曹の質の低下を招く恐れがある。また、市民の目から見れば、定員の削減は、地方を中心に未だ十分な弁護士の配置が実現していない中、東京や大阪など都市部に集中する弁護士の就職難や競争激化を解消するための、職業的政策と映る可能性も大いにあるのである。

まず取り組むべきは、現状の問題点を総合的に点検し、司法制度改革の理念に立ち返ってあるべき法曹像についての合意を形成するとともに、効果的な養成制度の見直しなど、緊急性のある課題にスピード感をもって取り組むことである。そのことが司法への信頼を増し、頼りがいのある法律家を数多く育て、真に市民にとって使いやすい司法の実現につながるものと信ずる。

以上